

一括下請けを禁止

国土交通省が改正案 元請け責任明確化

国土交通省は、「共同 範囲も民間工事に拡大す 建築関係事件を踏まえ 住宅」の新築工事で一括 する。公布は5月上旬 施 下請けを禁止する建設業 行は11月下旬を予定して を明確化することが狙 法施行令の改正案をまと いる。当初、分譲マンション めた。監理技術者資格者 共同住宅新築工事での ンでの禁止を打ち出して 証制度・講習制度の対象 一括下請けの禁止は、耐 いたが、重貨と偽って施

工し、完成後に分譲に転 換する脱法行為が発生す る恐れがあるほか、建築 確認申請の用途区分が共 同住宅となっているた め、申請時に分譲と重貨 の判別ができないことが ら、重貨、分譲を問わず 共同住宅での一括下請け を禁止する。 監理技術者資格者制度

・講習制度の民間工事へを設定し、民間工事でも の適用は、公共工事と同 監理技術者資格者証の交 じ監理技術者の配置要件 付と、国土交通大臣の指

定する監理技術者講習を 受けた監理技術者の配置 を義務付ける。

建設業法施行令とも に建築士法施行令も改正 し、一級建築士の受験手 数料を1万9700円に 引き上げる。2009年 以降に実施する試験から 適用する。

中央指定登録機関に対 する一級建築士の登録手 数料も1万9200円と し、一級建築士の免許証 や免許証明書、構造設計 設備設計の各一級建築士

設計業務の「一括丸投 げ」の禁止対象は、3階 建て以上、延べ1000 平方メートル以上の共同住宅と 定める。

証の書換え交付、再交付 の手数料を5900円、 構造設計一級建築士証、 設備設計一級建築士証の 交付の手数を1万43 00円とする。

また、構造設計一級建 築士、設備設計一級建築 士の講習機関の登録につ いて、有効期間を5年に 設定する。

設計業務の「一括丸投 げ」の禁止対象は、3階 建て以上、延べ1000 平方メートル以上の共同住宅と 定める。

設計業務の「一括丸投 げ」の禁止対象は、3階 建て以上、延べ1000 平方メートル以上の共同住宅と 定める。